

令和5年度 岡山市地域公共交通運転手養成事業補助金

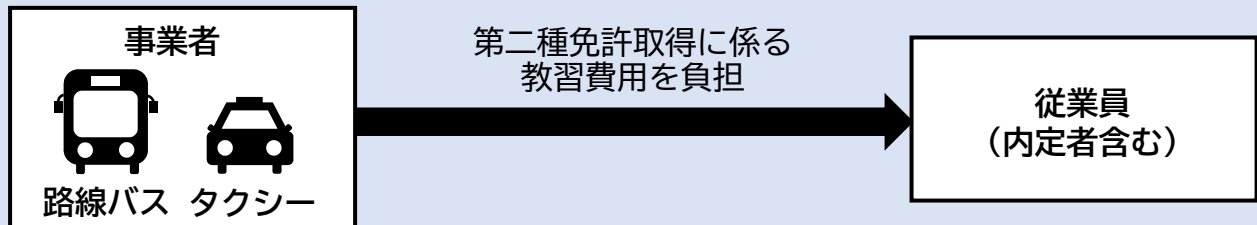
本補助金は、持続可能な公共交通ネットワークの構築のため、**運転手の養成に努める公共交通事業者を支援**するものです。

具体的には・・・

従業員の第二種免許取得に係る教習費用の一部

を岡山市が負担します

【補助内容】



補助金額

事業者が負担した従業員の教習費用 × 1/2

路線バス	最大 30万円/人	タクシー	最大 15万円/人
------	-----------	------	-----------

※国等から同様の助成措置を受ける場合は、補助対象額から当該助成額を控除します。
※補助対象額には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものとします。

<補助要件等>

- ▶ 補助対象事業者は、道路運送法に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（11人未満の車両を用いた事業は除く）又は一般乗用旅客自動車運送事業を岡山市内で営む者としてします。
- ▶ 教習所への申込日及び第二種免許の取得日が、令和5年4月1日から令和6年2月29日の間のいずれの日である必要があります。
- ▶ 貸切バス運転手の教習費用は補助対象外です。

その他補助金の詳細や申請書類については、下記ホームページをご確認ください。

補助制度
について

岡山市地域公共交通運転手養成
事業補助金



で検索してアクセス

もしくは
こちらから



お問い合わせ

岡山市 都市整備局 都市・交通部 交通政策課 TEL 086-803-1376
〒700-8544 岡山市北区大供1-1-1 本庁舎6階
E-mail koutsuuseisaku@city.okayama.lg.jp